令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一①)

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	大臣官房新事業・食品産業部(農村振興局) 【大臣官房新事業・食品産業部企画グループ/新事業・国際グループ/食品流通課/食品製造課/外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課/地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(1) ・成長戦略2021(令和3年6月18日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日決定、令和5年12月25日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部決定)	政策評価 実施予定時期	未定

施策(1)	新たな市場が	創出に向けた	上取組								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな市場は	削出に向けて	、介護食品の	開発やスマ	ートミールの)普及等の支	で援、国民の	健康維持・均	曽進に関する	る科学的エビ	デンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	スマードー	ルの普及等の	の支援								
						• • •	度ごとの目: 度ごとの実			指標-	
測定指標	基準値	基準年度	. 目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	83	30年度	300	7年度	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	S↑	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミール(病気の予防や健康寿命を
ア スマートミール等健康な食事・食環境認証事業者数	事業者	30平度	事業者	7 年 及	137 事業者	173 事業者	183 事業者	187 事業者		- 5 一直	延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事)の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及していく必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業者対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事業者に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の新規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数を増加させていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。
	出典:「健康な食事・食環境」認証制度(事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ) 作成時期:調査年度末頃 第出方法:健康な食事・食環境認証事業者数を集計										
			達成度合(% A'ランク:150						ゟ未満、Cラ	ンク:50%未済	苗

施策(2)	需要に応じた	た新たなバリ	ューチェーンの	の創出							
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の所	得向上を図る	5ため、6次産	業化の取組等	等による付加	旧価値の向上	- や民間活力	力の導入等を	推進する。		
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の	高いビジネス	の創出を推進	隹							
測定指標	基準値		目標値				度ごとの目: 度ごとの実:			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
浏 定指標	基 华胆	基準 年度	日保旭	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理田及び日標値(水準・日標年度)の設定の低拠
	0	元年度	93		15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	S↑ - 直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム 指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体
6次産業化に取り組んでいる新たな優良事業体数	事業体	九 牛 及	事業体	7年度	21 事業体	30 事業体	41 事業体	51 事業体		- 3 一匝	のが産業化に取り組むで展り事業体を、ドレアを暗まえ、で、和2年度から毎年末別3事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高(経営全体)、③営業利益(経営全体)、④経常利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
	出典: 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査(農林水産省農村振興局) 作成時期: 調査年度の翌年度7月頃 算出方法:6次産業化に取り組む優良事業体数を集計										
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合(% A'ランク:15					50%以上90	 %未満、Cラ	ランク:50%未済	苘

施策(3)	食品産業の	競争力の強化	Ľ								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品産業の	競争力の強何	とに向けて、飠	食品流通の合	·理化、労働	力不足への	対応、規格	認証の活用	等を推進す	`వ.	
目標① 【達成すべき目標】	サプライチェ	-ーン全体で	の合理化の取	組を加速化、	卸売市場の	り機能の強化	Ł				
							きごとの目 きごとの実			指標一	
測定指標	基準値	基準	目標値	目標年度	2年度	3年度	も 4年度	類1世 5年度	6年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基 年					3年度	44段	0十段	0十尺		
	11.6%	28年度		6年度	11.4 %	11.3	11.2 %	11.1	11.0	- F↓-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。
ア 飲食料品卸売業における売上高 に占める経費の割合	11.0%	20十尺	11.0%	0千反	13.8%	13.4%	11.5%	令和7年 7月 把握予定		I ↓ 左	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行(令和2年)後5年を目途に必要な見直しを行うこと としていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度)まで 毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
	出典:中小企業実態基本調査(経済産業省中小企業庁) 把握の方法 作成時期:調査年度の翌々年度7月末頃 算出方法:飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高										
		合いの 方法						度の目標値− 50%以上90%		(100 シンク:50%未満	荷

						年月	度ごとの目:	標値			
測定指標	基準値		目標値			年月	度ごとの実	績値		指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	訂昇分類	
イ 場内物流改善体制の構築に取組 んでいる卸売市場数	0 卸売市場	3年度	55 卸売市場	6年度	-	0	18 卸市場 14 売場	36 卸市場 30 売場	55 卸売 市場	· S↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の流通の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 生鮮食料品等の流通の基幹インフラである卸売市場の施設に関しては、卸売市場法に基づく基本方針において①流通の効率化、②品質管理及び衛生管理の高度化、③情報通信技術その他の技術の利用、④国内外への需要への対応、⑤関連施設との有機的な連携について、各市場毎の取引実態に応じて創意工夫を生かした事業展開を推進することとしているところ。このうち流通の効率化については、物流量の多い青果物について、令和3年9月に「青果物流通標準化検討会」を立ち上げ、令和4年4月に標準的なパレットサイズ等を定めた「青果物流通標準化ガイドライン」骨子がとりまとめられたところである。この中で、場内物流について、具体的には、・開設者・施設管理者を中心に、卸売業者、仲卸業者等市場関係業者が構成員となって、場内物流 改善体制を構築し・場内におけるパレット管理、共用部における荷下ろし・荷捌き・荷積みの秩序形成、法令や契約・約款等を遵守した業務遂行の徹底に取り組むことが示されたところである。このため、当該ガイドライン骨子に基づき、場内物流改善の体制を構築している卸売市場の数を新たな測定指標として設定。
	把握여	の方法	出典:農林オ 作成時期:訓 算出方法:場 ※ただし、中	間査年度の翌 場内物流改善	年度5月末 体制の構築	~6月末頃 ミに取り組ん	でいる卸売			は除く。	
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:15					50%以上90°	。	ランク:50%未済	· 肯

目標② 【達成すべき目標】	食品産業に	おける労働に	カ不足の解消	i								
						年月	度ごとの目	標値				
測定指標	基準値		目標値			年月	きごとの実	績値	1	指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	可异刀块		
	5,149		6,694		5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム 指標として設定。	
ア 食品製造業の労働生産性	千円/人	30年度	千円/人	11年度	4,836 千円/人	5,152 千円/人	4,964 千円/人	令和6年 9月 把握予定		- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を 目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の 5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。	
	把握(出典:「法人企業統計調査」(財務省) 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:労働生産性=付加価値額/(役員数+従業員数)										
		遠度合いの 達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 定方法 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
目標③ 【達成すべき目標】	JASと調和の		規格の制定									
		とれた国際	規格の制定									
)とれた国際:	規格の制定			年月	度ごとの目	標値				
測定指標	基準値	とれた国際	規格の制定 目標値				度ごとの目 度ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
測定指標	基準値	シとれた国際:		目標年度	2年度				6年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
測定指標	基準値	基準			2年度	年月	まごとの実 	績値 	6年度 7 件		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として 設定。	
測定指標 ア ISO規格等の国際規格の制定件数	4 (‡	基準			2年度	3年度	まごとの実 4年度 4	5年度 7	7		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として	
	4 件	基準年度	上 目標値 10 件 出典:農林水作成時期:	年度	万房新事業・	3年度 4 件 5 件	まごとの実 4年度 4件 6件	積値 5年度 7 件 7	7 件	計算分類	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、輸出促進に向け、海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、我が国事業者にとって取り組みやすく、有利に働く規格の制定・活用を進めていくことが重要であることから、ISO規格等の国際規格の制定件数を目標値として設定した。当面の目標として、令和3年度から令和12年度までの間にISO規格等の国際規格を3件制定することとしていたが、国際規格の制定状況・進捗状況を踏まえ、令和5年度の目標値から上	

施策(4)	食品ロス等を	をはじめとする	る環境問題へ	の対応										
施策の目指すべき姿 [目標設定の考え方根拠]	食品ロスの情	削減、食品産	業分野におり	けるプラスチッ	クごみ問題	への対応等								
目標① 【達成すべき目標】	食品ロス削減の取組を加速化													
						年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								
測定指標	基準値	基準年度	」目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	328 万トン	29年度	273	12年度	315 万トン	311 万トン	307 万トン	303 万トン	298 万トン	p. ±	【測定指標の選定理由】 令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、これを基本計画第3の1(1)④ア「食品ロス削減の取組を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12(2000)年度比で令に2(2030)年度までに半減と設定。 令和12(2030)年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組により毎年一定程度量が減少するものとして設定した。			
ア 事業系食品ロス量		29年度	万トン		275 万トン	279 万トン	236 万トン	令和7年 6月 把握予定		F↓ 一直				
	把握여	の方法	作成時期:認	k産省大臣官 関査年度の翌 食品廃棄物等	々年度6月1	頁		がく定期報告)	及び食品原	発棄物等の可?	食部・不可食部の量等に基づき推計			
		合いの 方法		%)=当該年度 50%超、Aラン					未満、Cラ	ンク:50%未満				

目標② 【達成すべき目標】	食品分野に	おける容器包]装プラスチッ	ックの更なる資	f源循環を推	É 進					
							度ごとの目			- TF 122	
測定指標	基準値	基準	目標値	目標			きごとの実 「			指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		年度		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
	91	20年度	100	12年度	93 %	93 %	94 %	95 %	96 %	- F↑—直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。
ア 飲料用PETボトルの回収率	91	30年度	%	12年度	97%	令和6年 94% 94% 11月下旬 把握予定	1' 10.	このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。 【目標値設定(水準・目標年度)の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度(令和12年度)までに100%とする目標を設定した。			
	把握0	の方法	出典:環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料 作成時期:調査年度の翌年度11月頃 算出方法:PETボトル回収量(市町村分別収集量+事業系ボトル回収量、熱回収分を含む)/PETボトル販売量(輸入分を含む)×100							ボトル販売量(輸入分を含む)×100	
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:15						6未満、Cラ	ランク:50%未満	芍

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	新事業創出·食品産業課題解決調查·実証等事業 (令和4年度) (主)	-	000866	食品原材料調達安定化等対策事業 (13) (令和4年度) (主)	-	006889
(2)	持続可能な食品産業への転換促進事業 (令和5年度) (主)	(3)-②-ア (4)-①-ア	001414	生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業 (14) (令和4年度) (主)	(3)-①-ア	006891
(3)	外食産業事業継続緊急支援事業 (令和3年度) (主)	-	003114	食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業 (15) (令和4年度) (主)	(4)-①-ア	006904
(4)	食品ロス削減総合対策事業 (平成25年度) (主)	(4)-①-ア	003115	外食産業事業継続緊急支援対策事業 (16) (令和4年度) (主)	-	007321
(5)	食品等流通持続化モデル総合対策事業 (平成30年度) (主)	(3)-①-ア	003118	食品原材料調達リスク軽減対策事業 (17) (令和5年度) (主)	-	007647
(6)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 (令和2年度) (主)	(4)-②-ア	003123	円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策事業 (18) (令和5年度) (主)	-	007649
(7)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:6-③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑭、⑳、②、②、②)	(2)-①-ア	003339	物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策事業 (19) (令和5年度) (主)	(3)-①-ア (3)-①-イ	007648
(8)	農産物等輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:6-②、⑨)	(3)-①-ア(3)-①-イ	003454	食品ロス削減緊急対策事業 (20) (令和5年度) (主)	(4)-①-ア	007650
(9)	地域食品産業連携プロジェクト推進事業 (令和3年度) (主)	-	003462	フードテック支援 (21) (令和5年度) (主)	(1)-①-ア (4)-①-ア	007651
	ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業 (令和3年度) (主)	(3)-①-ア	005893	外食·中食産業持続的発展対策事業 (22) (令和5年度) (主)	-	007652
(11)	輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業 (令和4年度) (主)	-	005926	農林水産業と食品産業の連携強化・拡大支援事業 (23) (令和5年度) (主)	-	007653
(12)	強い農業づくり総合支援交付金 (令和4年度) (関連:6-③、⑩)	(3)-①-ア(3)-①-イ	005941	持続可能な食品等流通対策事業 (24) (令和6年度) (主)	(3)-①-ア	007063

行政事業レビューシート 参照URL

https://rssystem.go.jp

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)			税制の洞	【収見込額()	咸収額)	関連	TLANT T CO. O MAT HE AN
		令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	- する 指標 	政策手段の概要等
(1)	卸売市場法 (昭和46年、令和2年改正) (主)	_	_	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。
(2)	特定農産加工業経営改善等臨時 措置法 (平成元年) (主)	_	_	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善等を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(3)	食品等の流通の合理化及び取引 の適正化に関する法律 (平成3年、平成30年改正) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等の流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品等の流通の合理化に寄与する。
(4)	容器包装に係る分別収集及び再 商品化の促進等に関する法律 (平成7年) (主)	-	-	-	-	(4)-2-7	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(5)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。中心市街地食品流通円滑化事業を実施し、食品商業集積施設を整備することにより、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(6)	食品循環資源の再生利用等の促 進に関する法律 (平成12年) (主)	-	-	-	-	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(7)	流通業務の総合化及び効率化の 促進に関する法律 (平成17年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模 の拡大に寄与する。
(8)	地域資源を活用した農林漁業者 等による新事業の創出等及び地域 の農林水産物の利用促進に関す る法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年) (主)	-	_	-	-	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。
(9)	日本農林規格等に関する法律 (平成29年) (主)	-		-	-	(3)-③-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、一般消費者の利益の保護に寄与する。
(10)	食品ロスの削減の推進に関する法) 律 (令和元年) (主)	-	_	-	-	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。 この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。

プラスチックに係る資源循環の促 (11) 進等に関する法律 (令和3年) (主)	-		_	-	(4)-②-ア	プラスチック資源循環の取組を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
収用交換等の場合の譲渡所得等 の特別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置 (12) 法第33条の4、第65条の2、第68条 の73] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)		-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例(卸売市場) (13) [所得税・法人税:租税特別措置 法第33条、第64条、第68条の70] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)		-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
農業協同組合、中小企業等協同 組合等が政府の補助又は農業近 代化資金等の貸付を受けて取得し た、農林漁業者等の共同利用に供 する施設に対する課税標準の特 例措置(卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法附則第 11条第10項] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	_	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び 食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
卸売市場及びその他機能を補完 する一定の施設に係る事業所税の 非課税措置 (15) [事業所税:地法第701条の34第3 項第14号] (昭和50年度) (主)	0 (0)	0 (0)		-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び 食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
食品流通改善資金のうち卸売市場 (16) 近代化施設 (昭和43年度) (主)	-	_	-	-	(3) -①-ア (3) -①-イ	卸売市場の近代化に必要な施設整備等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化等に寄与する。
食品流通改善資金のうち食品等生 (17) 産販売提携型施設 (平成3年度) (主)	-	_	_	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通合理化事業の実施に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、食の安全・安心等の消費者ニーズに対応した食品等の安定的な供給や6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
食品流通改善資金のうち卸売市場 (18) 機能高度化型施設 (平成3年度) (主)	-	_		-	(3) -①-ア (3) -①-イ	卸売市場の機能高度化に必要な施設整備等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化等に寄与する。
食品流通改善資金のうち食品等生 (19) 産製造提携型施設 (平成12年度) (主)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。

利	替え予算に係る政策手段(参考)					
	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名(開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
	(1) –	-	-	(2)	-	-
	各府省庁行政事業レビューシート 参照URL			-		

⁽注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

⁽注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

⁽注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。